



— 3月の税務 —

●3月10日

- 1 2月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

●3月16日

- 2 前年分贈与税の申告
申告期間…2月2日から3月16日まで
- 3 前年分所得税の確定申告
申告期間…2月16日から3月16日まで
- 4 所得税確定損失申告書の提出
- 5 前年分所得税の総収入金額報告書の提出
- 6 確定申告税額の延納の届出書の提出
延納期限・・・6月1日
- 7 個人の青色申告の承認申請（1月16日以後新規業務開始の場合は、その業務開始日から2か月以内）
- 8 個人の道府県民税・市町村民税・事業税（事業所税）の申告

●3月31日

- 9 個人事業者の前年分の消費税・地方消費税の確定申告
- 10 1月決算法人の確定申告（法人税・消費税・地方消費税・法人事業税（・法人事業所税）・法人住民税）
- 11 1月、4月、7月、10月決算法人及び個人事業者（前年12月分）の3月ごとの期間短縮に係る確定申告（消費税・地方消費税）
- 12 法人・個人事業者（前年12月分及び当年1月分）の1月ごとの期間短縮に係る確定申告（消費税・地方消費税）
- 13 7月決算法人の中間申告（法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税）（半期分）
- 14 消費税の年税額が400万円超の4月、7月、10月決算法人の3月ごとの中間申告（消費税・地方消費税）
- 15 消費税の年税額が4,800万円超の12月、1月決算法人を除く法人の1月ごとの中間申告（11月決算法人は2か月分）（消費税・地方消費税）

【所長コラム】気づけば春の暖かい風が吹いてきました。季節の移り変わりを感じます。2月に弊所主催で開業医向けの「医療経営研究会」という勉強会を立ちあげました。記念すべき1回目は日本一の激戦区の一つと称される新宿でデジタルマーケティングを駆使し劇的な集患を誇る蓮池林太郎先生をお招きして勉強会並びにトークセッションを行いました。蓮池先生の実体験に基づく話は臨場感に溢れ大変盛りあがりしました。第2回目は3月22日(日)に診療報酬改定をテーマに実施予定です。今年は講師だけでなく企画もがんばります。(中島)



YouTube



Facebook



Instagram



編集発行人	所長	税理士	中島 由雅
副所長	税理士		柴田 健次
副所長	税理士		平田 保
副所長	税理士		中村 和夫
副所長	税理士		江村 一郎
副所長	税理士		小嶋 正幸
副所長	税理士		工藤 重孝
副所長	税理士		武藤 賢一
副所長	税理士		伊藤 政則
副所長	税理士		篠原 恒夫
副所長	税理士		平澤 悟
副所長	税理士		高山 慶一
副所長	医療担当		加藤 登
副所長	医療担当		岡 伸夫
副所長	金融担当		穂積 一秀
副所長	金融担当		小澤 善昭
副所長	金融担当		片平 啓二
副所長	金融担当		岩切 陽一郎
副所長	中小企業診断士		平林 領
顧問	公認会計士		古屋 卓己
顧問	税理士		三浦 賢二
顧問	金融担当		斎藤 健
顧問	医療担当		清水 大輔
顧問	農学博士		中島 宏

令和7年度補正予算からみる

中小企業向け補助金の全体像

「攻めの投資」を後押しするフェーズへ

昨年の12月16日、令和7年度補正予算が成立しました。政府資料によると、中小企業等関連予算（補助金・支援策）は総額8364億円、既存基金の活用を含めると約1兆1300億円規模に達するとしています。施策は①成長投資支援、②生産性向上・省力化投資支援、③伴走支援、④取引適正化、⑤資金繰り支援、⑥災害支援の6つの柱で構成され、中小企業等の飛躍的な成長と経営基盤の強化を主な趣旨としています。

そこで今号では、これらの施策の中から、予算規模の大きい「成長投資支援」と「生産性向上・省力化投資支援」に関する補助金の概要についてまとめました。

（注：本記事は、令和8年1月末時点の情報を基に作成しています。補助内容は変更される可能性もありますので、中小企業庁等の今後の最新情報をご確認ください。）

■基本的な課題認識と支援の方向性

中小企業・小規模事業者は、物価高や米国関税による貿易環境の変化、過去最高水準の最低賃金引き上げ、人手不足等の課題に直面しています。それらに対応するためには、中小企業・小規模事業者の「稼ぐ力」を抜本的に強化し、持続的に賃上げを実現していく必要があります。その

ため、中小企業・小規模事業者の設備投資等を通じた生産性向上を促進するとともに、生産性が高く一定規模の事業者をターゲットとした大胆な設備投資・付加価値創出を促すための切れ目のない支援を行うとしています。

加えて、事業環境の変化による影響を受ける中小企業・小規模事業者に対する総合的なソフト支援を実施する方針も示しています。

成長投資支援

■中小企業成長加速化補助金

売上高100億円超を目指して、大胆な投資を進めようとする中小企業（100億宣言企業）の取り組みを支援します。昨年の令和7年に創設された注目の補助金で、補助率は2分の1、補助上限額は5億円となります。

■中堅等大規模成長投資補助金

中堅・中小企業が、持続的な賃上げを目的として、人手不足に対応するための省力化等による労働生産性の抜本的な向上と事業規模の拡大を図るために行う工場等の拠点新設や大規模な設備投資に対して補助を行います。補助率は3分の1、補助上限額は50億円となります。

なお、今回の令和7年度補正予算では、既存2121億円に新規公募分として基金2000億円を加えた4121億円が計上されているほか、同補助金の項目に「100億宣言企業」向けの枠を新設。新規公募分として措置された基金2000億円のうち1000億円程度を「100億宣言企業」向けに確保するとしています。

令和7年度補正予算で公表された中小企業向けの主な補助金

補助金名	内容	上限額(最大)
 中小企業成長加速化補助金	工場の新設、高額設備の導入など大型投資	5億円
 中堅等大規模成長投資補助金	工場の新設など超大型投資	50億円
 デジタル化・AI導入補助金	ITツールの導入	450万円
 小規模事業者持続化補助金	小規模事業者の販路開拓に係る費用	250万円
 事業承継・M&A補助金	M&Aに係る専門家費用、事業承継を機に新たに設備を導入	1,000万円
 新事業進出・ものづくり補助金	革新的な製品・サービスの開発や新事業への進出	9,000万円
 中小企業省力化投資補助金(カタログ型)	省力化設備をカタログから選定	1,500万円
 中小企業省力化投資補助金(一般型)	省力化に資する設備・システムをオーダーメイドで導入	1億円

生産性向上・省力化投資支援

■デジタル化・AI導入補助金(旧「IT導入補助金」)

令和8年度から、従来の「IT導入補助金」は「デジタル化・AI導入補助金」に名称が変更されます。中小企業者等の生産性向上を目的として、業務効率化やDXの推進、セキュリティ対策に向けたITツールの導入費用に対して補助を行います。補助率は2分の1〜5分の4、補助上限額は1者あたり最大450万円となります。

類型は、「通常枠」、「複数者連携デジタル化・AI導入枠」、「インボイス枠(インボイス対応類型・電子取引類型)」、「セキュリティ対策推進枠」。従来のIT導入補助金と同様の枠組みとなっていますが、名称変更が示すとおり、これまでの単なる業務効率化だけでなく、AI導入で生産性向上と競争力強化を支援する制度へとシフトします。

■小規模事業者持続化補助金

小規模事業者が自ら経営計画を作成し、商工会・商工会議所の支援を受けながら取り組む販路開拓等の費用に対して補助を行います。一般型の通常枠の補助率は3分の2、補助

上限額は50万円となります。

なお、インボイス特例(免税事業者から課税事業者へ転換)では補助上限額に50万円上乗せ、賃金引上げ特例(事業場内最低賃金を50円以上引き上げ)では補助上限額に150万円上乗せする措置もあります。

■事業承継・M&A補助金

事業承継やM&Aに際しての設備投資、M&A前後での専門家活用に係る費用などに対して補助を行います。

類型は、「事業承継促進枠」(5年以内に親族内承継、従業員承継等を予定している場合の設備投資等に係る費用を補助)、「専門家活用枠」(M&A時の専門家活用に係る費用を補助)、「PMI推進枠」(M&A後の経営統合・PMIに係る費用を補助)、「廃業・再チャレンジ枠」(事業承継・M&Aに伴う廃業等に係る費用を補助)。例えば、「事業承継推進枠」の補助率は2分の1(小規模事業者の場合は3分の2)、補助上限額は800万円(一定の賃上げを実施する場合は補助上限額を1000万円に引上げ)となります。なお、令和8年度は「専門家活用枠」に小規模事業者向けの類型が新設されます。

■新事業進出・ものづくり補助金(旧「ものづくり補助金」と「新事業進出補助金」の統合)

令和8年度から、従来の「ものづくり補助金」と「新事業進出補助金」が統合。「新事業進出・ものづくり補助金」として、中小企業等の革新的商品・サービス開発や、海外を含む新市場への進出等に係る設備投資等に対して補助が行われる予定です。

従来のものでづくり補助金は、中小企業者等による新たな製品・サービスの開発や、生産性向上に繋がる設備投資を支援する制度で、事業の土台の強化を目的として長年にわたり中小企業の成長投資を支えてきた代表的な補助金の一つです。

一方の新事業進出補助金は、既存事業で培ったノウハウを活かし、新市場や、高付加価値事業への進出を支援する制度です。

統合後の類型は、「革新的新製品・サービス枠」、「新事業進出枠」、「グローバル枠」を設定。例えば、「革新的新製品・サービス枠」は、従来のものづくり補助金の「製品・サービス高付加価値化枠」に相当するなど、各類型の補助率や補助上限額については、従来のものでづくり補助金

と新事業進出補助金と同程度となっており、2つの補助金の要素を統合した制度と考えられます。

■中小企業省力化投資補助金

人手不足解消に効果のあるロボットやIoTなどの製品・システムを導入する費用に対して補助を行います。

類型は、「カタログ注文型」と「一般型」。例えば、「カタログ注文型」の補助率は2分の1、補助上限額は従業員規模ごとに200万円〜1000万円(大幅な賃上げを実施する場合は補助上限額を最大500万円上乗せ)となります。

なお、令和8年度は小規模事業者の補助上限額を引上げる措置が行われる予定です。

令和7年度補正予算をみると、令和8年度の中企業支援は、これまでの救済的な支援は終わり、成長志向の高い企業を手厚く支援するとうメッセージが読み取れます。

また、多くの補助金で「賃上げ」が重要な要件となりつつあります。補助金の審査においても、設備投資による生産性向上と賃上げの連動性がこれまで以上に大きな評価ポイントとなることが想定されます。